

○南九州市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する規則

平成27年 9 月 1 日

規則第24号

(趣旨)

第1条 この規則は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）に基づく子どものための教育・保育給付（法附則第6条第1項の規定による委託費の支払いを含む。）に係る教育又は保育を受ける小学校就学前子どもの保護者が負担すべき費用（以下「利用者負担額」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(利用者負担額)

第2条 法第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号及び第30条第2項第1号から第3号まで並びに法附則第6条第4項、第9条第1項第1号イ及びロ並びに第3号イ（1）の規定により市が定める利用者負担額は、次の各号に掲げる教育・保育給付認定保護者（法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定保護者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、減免等の計算後10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

（1） 法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定子どものうち、次に掲げる者に係る教育・保育給付認定保護者 0円

ア 子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「令」という。）

第4条第1項第1号に規定する教育認定子ども

イ 令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子ども

（2） 法第19条第3号に該当する教育・保育給付認定子ども（満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある教育・保育給付認定子どもを含む。以下「満3歳未満保育認定子ども」という。）に係る教育・保育給付認定保護者 別表に定める額

(月途中の入・退園に係る利用者負担額)

第3条 月の中途中で、特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を開始し、又はその提供を中止し、若しくはその提供をする期間が満了した教育・保育給付認定子どもに係る当該月における利用者負担額（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の利用者負担額に限る。以下同じ。）は、別表に掲げる当該利用者負担額に、当該月において特定教育・保育又は特定地域型保育を提供した日数を、25日（25日を超える場合は25日とする。）で除して得た数を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。この場合において、各月初日に在籍していない児童については、同表中「各

月初日の入所児童の属する世帯の階層区分」とあるのは、「教育又は保育の提供を開始した日の入所児童の属する世帯の階層区分」と読み替えるものとする。

（利用者負担額の納期限）

第4条 満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者は、前2条の規定により決定された利用者負担額を当該月の末日までに納付しなければならない。ただし、その日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）にあたる時は、その日以降においてその日に最も近い日曜日、土曜日又は祝日法による休日でない日とする。

2 市長は、特別の事情がある場合において前項の納入期限までに納入することができないと認めるときは、前項の規定に関わらず、当該納入期限を延長することができる。

（利用者負担額の減額、免除）

第5条 市長は、満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該利用者負担額を減額し、又は免除することができる。

（1） 災害を受けたとき。

（2） 高額の医療費を要する疾病等にかかったとき。

（3） 死亡したとき。

（4） 前3号に掲げる場合のほか、市長が特別の理由があると認めるとき。

2 前項の規定により、利用者負担額の減免を受けようとする者は、利用者負担額減免申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の申請書を受理したときはその内容を審査し、その結果を利用者負担額減免決定・否決通知書（第2号様式）により、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に通知するものとする。

（その他）

第6条 この規則に定めるもののほか、利用者負担額に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 略

別表（第2条、第3条関係）

利用者負担額表（満3歳未満保育認定子ども）

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分			利用者負担額（月額）	
階層区分	定義		子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第4条に規定する保育必要量の認定区分	
			保育標準時間	保育短時間
第1階層	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4に規定する里親である教育・保育給付認定保護者の世帯		0円	0円
第2階層	市町村民税が非課税の世帯		0円	0円
第3階層A	市町村民税が均等割額のみの世帯	ひとり親世帯等	5,750円	5,650円
		ひとり親世帯等以外	12,500円	12,300円
第3階層B	市町村民税の所得割	24,299円以下 ひとり親世帯等	7,500円	7,350円
		ひとり親世帯等以外	16,000円	15,700円
第3階層C	課税額が右の区分に該当する世帯	24,300円以上48,599円以下 ひとり親世帯等	9,000円	9,000円
		ひとり親世帯等以外	19,500円	19,200円
第4階層A	該当する世帯	48,600円以上64,699円以下 ひとり親世帯等	9,000円	9,000円
		ひとり親世帯等以外	22,200円	21,800円
第4階層B—1		64,700円以上77,100円以下 ひとり親世帯等	9,000円	9,000円
		ひとり親世帯等以外	24,700円	24,300円
第4階層B		77,101円以上80,799円以下	24,700円	24,300円

— 2				
第 4 階層C		80,800円以上96,999円以下	27,000円	26,500円
第 5 階層A		97,000円以上120,999円以下	30,200円	29,700円
第 5 階層B		121,000円以上144,999円以下	33,000円	32,400円
第 5 階層C		145,000円以上168,999円以下	35,600円	35,000円
第 6 階層A		169,000円以上212,999円以下	39,200円	38,500円
第 6 階層B		213,000円以上256,999円以下	42,600円	41,900円
第 6 階層C		257,000円以上300,999円以下	45,800円	45,000円
第 7 階層A		301,000円以上332,999円以下	49,300円	48,500円
第 7 階層B		333,000円以上364,999円以下	52,800円	51,900円
第 7 階層C		365,000円以上396,999円以下	56,000円	55,000円
第 8 階層		397,000円以上	67,600円	66,500円

備考

1 この表の「ひとり親世帯等」とは、次の各号のいずれかに該当する世帯をいう。

- (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条に規定する配偶者のない者又はこれに準ずる者で現に児童を扶養している者の属する世帯
- (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第28号）第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者の属する世帯
- (3) 厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳の交付を受けている者の属する世帯
- (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者の属する世帯
- (5) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律の規定により特別児童扶養手当の支給を受けている者の属する世帯
- (6) 国民年金法（昭和34年法律第141号）の規定により障害基礎年金を受けている者の属する世帯
- (7) 生活保護法に定める保護基準に準じ、生活に困窮していると市長が認める世帯

2 この表の「市町村民税」とは、地方税法第5条第2項第1号に規定する市町村民税（特別区が同法第1条第2項の規定によって課する同法第5条第2項第1号の規定する税を含む。）をいう。

3 この表の「均等割額」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条

第1項第1号に規定する均等割の額をいい、「所得割課税額」とは、同項第2号に規定する所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）の額（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、第314条の9並びに同法附則第5条第3項、附則第5条の4第6項、附則第5条の4の2第6項、附則第5条の5第2項、附則第7条の2第4項及び第5項、附則第7条の3第2項並びに附則第45条の規定は適用しないものとする。）をいう。なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割課税額又は均等割額から順次控除して得た額を所得割課税額又は均等割額とする。

4 4月から8月までの利用者負担額は、前年度の市町村民税の額により算定するものとし、9月から翌年3月までの利用者負担額にあつては当該年度の市町村民税の額により算定する。

5 市町村民税所得割課税額が57,700円以上の世帯であつて、同一世帯において小学校就学前子どもが複数人同時に次の各号のいずれかに該当する場合における特定教育・保育（保育に限る。）、特別利用保育、特定地域型保育、特定利用地域型保育又は特別利用地域型保育を利用している保育給付認定子ども（以下「保育認定子ども」という。）に係る利用者負担額は、小学校就学前子どものうち最年長の子どもから順に2人目はこの表の利用者負担額の欄に掲げる額の1/2の額とし、3人目以降については無料とする。

- (1) 特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業所を利用していること。
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園に入園していること。
- (3) 学校教育法第76条第2項に規定する特別支援学校の幼稚部に就学していること。
- (4) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援を受けていること。
- (5) 児童福祉法第6条の2の2第3項に規定する医療型児童発達支援を受けていること。
- (6) 児童福祉法第6条の2の2第5項に規定する居宅訪問型児童発達支援を受けていること。
- (7) 児童福祉法第43条の2に規定する児童心理治療施設の通所部に入所していること。
- (8) 法第59条の2第1項の規定による助成を受けている施設のうち、児童福祉法第59条の2第1項に規定する施設（同項の規定による届出が出

されたものに限る。)であって同法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものを利用していること。

- 6 市町村民税所得割課税額が57,699円以下の世帯であって、同一世帯に子どもが複数人いる場合における保育認定子どもに係る利用者負担額は、同一世帯の子どものうち最年長の子どもから順に2人目はこの表の利用者負担額の欄に掲げる額の1/2の額とし、3人目以降については無料とする。
- 7 前項の規定に関わらず、市町村民税が非課税世帯であって、同一世帯に子どもが複数人いる場合における保育認定子どもに係る利用者負担額は、同一世帯の子どものうち最年長の子どもから順に2人目以降については無料とする。
- 8 市町村民税所得割課税額が77,100円以下のひとり親世帯等であって、保育認定子どもに係る利用者負担額は、同一世帯の子どものうち最年長者の子どもから順に2人目以降については無料とする。
- 9 18歳未満の児童(18歳に達する日以降最初の3月31日までの間にある者)が3人以上いる世帯(市町村民税所得割課税額が97,000円以上に属する世帯を除く。)であって、同一世帯の小学校就学前子どものうち年長者(該当する子どもが2人以上の場合は、そのうち1人とする。)は、この表の利用者負担額の欄に掲げる額の2/3の額とし、同一世帯の小学校就学前子どものうち年長者以外の者(該当する子どもが2人以上の場合は、そのうち1人とする。)である場合は、この表の利用者負担額の欄に掲げる額の1/4の額とする。